

壬生町建設工事等からの暴力団員等の排除に関する合意書

壬生町が発注する建設工事の請負、建設工事に係る調査・測量・設計等の業務委託、物品の購入、役務の提供（以下「建設工事等」という。）及び公有財産売却等の契約からの暴力団員等（暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係業者をいう。）の排除を徹底するため、壬生町長（以下「甲」という。）と栃木警察署長（以下「乙」という。）は、建設工事等からの暴力団員等の排除の手続きについて、次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意書は、建設工事等及び公有財産売却等からの暴力団員等の排除を徹底するにあたり、甲と乙とが緊密に連携するために必要な事項について定めるものとする。

第1章 建設工事等に関する事項

（入札からの排除）

第2条 甲は、競争入札の参加資格者（以下「有資格業者」という。）について、「壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（以下「措置要領」という。）第2条第1項の規定に基づき、措置要領別表第2第11号から第15号までの措置要件により指名停止を行おうとするときは、別記様式第1号により乙の意見を聴くことができる。

2 乙は、前項の規定による照会があったときは、有資格業者が措置要領別表第2第11号から第15号までに該当するか否かを確認し、別記様式第2号により甲に意見を述べるものとする。

3 第1項による照会以外で、乙において、有資格業者が措置要領別表第2第11号から第15号までに該当すると認める事実を確認した場合は、甲に対し、別記様式第3号により通報することができるものとする。

4 甲は、第1項に係る措置結果を、乙に対し、別記様式第4号により通知するものとする。

（工事現場等からの排除）

第3条 壬生町は、建設工事等において、建設工事の請負者、建設工事に係る調査・測量・設計等の業務の受注者、物品の受注者、役務の受託者（以下「請負者等」という。）が暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、当該請負者等に対し、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び壬生町に報告を行うこと（以下「町への報告」とい

う。)を義務付け、これを怠った場合の措置を講じるものとする。

2 甲と乙は、建設工事等の請負者等から、当該工事等に関して暴力団員等による不当介入の報告又は通報を受けたときは、別記様式第5号又は別記様式第6号により相互に通知するものとする。

3 乙は、建設工事等の請負者等が当該工事等に関して暴力団員等による不当介入の通報義務を怠ったと認めるときは、別記様式第7号により甲に通知するものとする。

4 乙は、暴力団員等による不当介入を受けた請負者等が、警察への通報等及び町への報告を措置したときは、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法・不当行為については、迅速かつ的確な取締り及び「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に基づく行政命令の発出並びに当該請負者等、壬生町職員等関係者への万全な保護対策の徹底を図るものとする。

第2章 公有財産売却等に関すること

(公有財産売却等)

第4条 甲は、公有財産を一般競争入札で売却する場合、措置要領別表第2第11号から第15号までに該当する者を入札に参加させないものとし、第2条を準用する。

また、公有財産売却等における契約の相手方が、公有財産売却等に関して暴力団員等による不当介入を受けた場合、第3条を準用する。

第3章 その他

(相互協力)

第5条 建設工事等からの暴力団員等の排除の実施については、甲及び乙は、この合意書に定めるもののほか、個別に取り決めるなどの方法により相互に協力し、積極的な対応を図るものとする。

(その他)

第6条 建設工事等からの暴力団員等の排除の実施方法については、この合意書によるほか、国土交通省及び警察庁等の通達に基づいて行うものとする。

2 この合意書に疑義が生じたとき又はこの合意書に定めのない事項については、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

附 則

1 この合意書は、平成22年4月1日から施行する。

以上のとおり合意した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年3月24日

甲 壬生町長 清水 英 世

乙 栃木警察署長 渡 辺 純